

## 令和6年度 第3回大阪府河川整備審議会 議事要旨

日時 : 令和7年1月8日(水曜日) 10:00~12:10  
場所 : 大阪府西大阪治水事務所 1階会議室  
出席者 : (委員) 荒木委員、大久保委員、大藪委員、岡井委員、川池委員、小林委員、菅委員、  
中桐委員、平松委員 計9名

### 内 容

- (1) 淀川水系淀川左岸ブロック穂谷川の河川整備の事業評価について
  - ・本日までの審議をもって「府の対応方針(案)は適切」との答申をいただいた。
- (2) 淀川水系淀川右岸ブロック芥川、檜尾川、東檜尾川の河川整備の事業評価について
  - ・本日までの審議をもって「府の対応方針(案)は適切」との答申をいただいた。
- (3) 気候変動を踏まえた今後の治水対策の進め方について
  - ・治水専門部会での審議結果を報告し、答申をいただいた。

概要 : [以下、○委員 ●事務局]

#### (1) 淀川水系淀川左岸ブロック穂谷川の河川整備の事業評価について

- 農業用排水施設について関係水利団体と協議を行うようにという旨の意見があるが、現状その協議が不十分な場合や、行っていない場合があるということか。
- 河川改修に伴い農業用の水路や堰等の施設に影響がある場合は工事前に協議を行っている。穂谷川の改修区間の周辺には田んぼが多く、改修に伴って取水に労力やコストが必要にならないように協議を行ってほしいという意図でご意見いただいていると考えている。
- 山田池公園は蜚の養殖などにも力を入れており、河川との親和性が高い箇所である。公園周辺での改修工事の際には、公園や河川の生物・植生等一体的な整備を行っていただきたい。

#### (2) 淀川水系淀川右岸ブロック芥川、檜尾川、東檜尾川の河川整備の事業評価について

- 治水目標と同等規模の降雨があった場合に、現時点では工事途上のため、防災ステーションまでのアクセスが確保できていないということか。
- 治水目標と同等規模の降雨があった場合は、防災ステーションまでの管理用通路の一部が冠水してしまい、北側からはアクセスできない状態となっている。また、南側からのアクセスは可能であるが、道幅が狭い部分があり、大型車等がアクセスできない状態である。
- 檜尾川において当面河川改修事業は休止するが、今後も引き続き維持管理を適切に行っていたきたいという趣旨で意見をいただいているので、回答については、「今後も順次対応する」という趣旨の内容を追加することが望ましい。
- 回答の修正を行う。
- 回答にて防災に関するホームページ等をいくつか掲載しているが、平常時や大雨時など、どのタイミングで確認すべきホームページなのかを記載した方が府民にとって分かりやすいのではないか。
- 回答に追記する。
- 樹木伐採の頻度は具体的に決まっているのか。
- 流水を著しく阻害する場合や河川管理施設に影響を与える場合に樹木伐採を行っている。
- これまで、この河川整備審議会の資料では、絶滅危惧種を各河川における重要種として取り扱っている。しかし、絶滅危惧種であっても河川によっては流域に広く分布し、個体数も多い場合もあれば、普通種でもあっても対象河川によっては希少で局所的にしか分布しない場合もある。改修工事による魚類への影響の有無を評価したいのであれば、それぞれの河川(特に工事区域)で注目すべき魚種を選定するなど、検討が必要と感じた。
- 重要種の増減について、現在の資料では工事前・工事後を比較し、影響の有無を評価しているが、その理由が直接的に河川整備の影響か否かについて判断できない(例えば、ある魚種の供

給源が工事区域とは別にあつて、その環境悪化により個体数が減少したなど)。増減理由を示すことができるのであれば、今後資料に掲載いただきたい。

- 東檜尾川において、河川区域内に私有地から樹木が覆いかぶさっているような写真がある。このような状況で、大雨などで倒木が発生し流水が阻害された事案などはあるか。また、河川内の樹木だけでなく、周辺の私有地の状況も確認しながら維持管理が必要になるのではないか。
- 私有地の樹木が倒れ河川が阻害されたという事案は近年では発生していない。また、私有地の樹木が河川管理施設と隣接する場合には、河川管理施設へ影響を与えている可能性があるため、その部分の変状は確認している。

### (3) 気候変動を踏まえた今後の治水対策の進め方について

- 流域貯留施設の低減効果を示しているが、計算手法は今後も改良の余地があるのか。
- 今回は流域貯留施設を簡易的にモデル化し計算を行っている。そのため、今後も様々な知見を参考にして引き続き検討する必要があると考えている。
  
- 流域治水関連法の改正などにより、流域には治水ポテンシャルとして考慮できる部分がまだまだあると考えられる。土地利用などの観点も含め実効性の担保も流域関係者と連携し進めていきたい。
- 今回算出した1.15倍の流量に向けて、手戻りの無い整備を河川管理者以外の流域関係者も含めて取り組む必要があると認識している。
  
- 気候変動により降雨量が増大する中で、流域の既存施設を活用して流量低減量を積み上げることが重要となるため、流域関係者と連携しながら取り組んでいただきたい。
  
- 2℃上昇時の降雨量変化倍率を平均の1.15倍を採用しているが、最頻値などの採用も可能な中で平均値を採用した理由は。
- 大阪府が管理する河川は流域面積が小さな河川が多く、国の提言においても小雨域、短時間の場合は降雨量変化倍率が1.1倍よりも大きくなる可能性があるということが示唆されている。今回算出した雨域面積25km<sup>2</sup>、50km<sup>2</sup>、降雨継続時間1、2、3時間の小雨域、短時間のみ降雨量変化倍率のみを平均した場合でも平均値1.15倍を超えないということを確認し、危険側になっていないということで平均値1.15倍を採用している。
  
- 手戻りのない治水対策を検討する上で、高潮の影響についても考慮する必要があると思うが、その部分の検討はどのような状態か。
- 気候変動の影響による高潮の規模の増大は港湾局において検討が進められている。今後は港湾局での検討状況も考慮し検討を進めていく。
  
- 気候変動により増大する降雨に対してハード整備のみで全域を安全にするということは現実的ではないと考えられる。そのため、人々が活動する場所は安全にするという考え方もあると思うが、現時点でリスクの高い箇所の人々が居住、活動するようなことがないような土地利用の規制も含め、今後検討していただきたい。
- 特定都市河川指定による貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定も活用し、流域関係者とも連携しながら検討していく。